

官報

号外

昭和二十八年七月十日

○第十六回 参議院會議錄第二十号

昭和二十八年七月十日(金曜日)午前十一時四十分開議

議事日程 第十九号

昭和二十八年七月十日
午前十時開議

- 第一 國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第三 航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 航空業務に関する日本国とノルウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第六 航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第七 北海道防衛住宅建設等促進法案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第八 産業労働者住宅資金融通法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

昭和二十八年七月十日 参議院會議錄第二十号 議長報告

第九 一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第一〇 昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第一一 造船局特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第一二 昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第一三 木船再保險法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

議長報告(河井彌八君) 諸般の報告は朗讀を省略いたします。

一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 矢嶋 三義君
大蔵委員 成瀬 輝治君
文部委員 湯山 勇君
厚生委員 高田 なほ子君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 成瀬 輝治君
大蔵委員 矢嶋 三義君

文部委員 高田 なほ子君
厚生委員 湯山 勇君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員會に付託した。

青少年問題協議會設置法案
厚生省設置法の一部を改正する法律案
内閣委員會に付託

司法試験法の一部を改正する法律案
少年法及び少年院法の一部を改正する法律案
法務委員會に付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案
大日本育英會法の一部を改正する法律案
文部委員會に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを通商産業委員會に付託した。

特定中小企業法の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(小笠原昭君外十八名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を経済安定委員會に付託した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

食品衛生法の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書を出した。

一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案可決報告書
昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

造船局特別會計法の一部を改正する法律案可決報告書
昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案可決報告書
産業労働者住宅資金融通法案可決報告書

北海道防衛住宅建設等促進法案可決報告書
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農産物検査法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

民生委員法の一部を改正する法律案
国土調査法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農産物検査法の一部を改正する法律案
民生委員法の一部を改正する法律案
国土調査法の一部を改正する法律案
同日内閣から、衆議院議員竹尾式君を国立近代美術館評議員に任命することについて国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

同日左記の者を公安審査委員會委員に任命したいので公安審査委員會設置法第五条の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

文化財保護委員 岡田 孝平君
会事務局長 岡田 孝平君
同日内閣総理大臣から、去る七日議長において承認した通商産業省通商局長長松尾泰一郎君、同企業局長小室恒夫君を第十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

昨日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。

地方鉄道軌道整備法案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員會に付託した。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案
國際小売協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件
土地収用法の一部を改正する法律案
建設委員會に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(橋本次郎君外七名提出)
同日委員長から左の報告書を出した。

航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書
航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。

昭和二十八年七月十日 参議院會議第二十号 會議 國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件外五件

二二〇

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から同院は衆議院議員竹尾式君が国立近代美術館評議員会評議員に就くことができると議決した旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

皇室経済主管 三井 安弥君

○議長(河井彌八郎) これより今日の会議を開きます。

日程第一、國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件

日程第二、航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三、航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四、航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第五、航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六、航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

以上六件を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月三十日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕
〔國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月三十日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月三十日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月三十日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月三十日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件

マールとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕
〔航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月三十日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕
〔航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔佐藤尚武君登壇、拍手〕

○佐藤尚武君 只今議題となりました國際航空運送についてのある規定の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、この条約は、國際航空運送のために使用する証

券及び運送人の責任を統一的に規制することによつて、国際航空運送の円滑な発展を促進しようとするものでありまして、追加議定書と共に一九三三年に効力を発生いたしましたものであります。我が国もこの条約に署名いたしました。我が国は、当時の我が国における航空運送事業の事情に鑑みまして、批准は一応これを見合せていたのであります。

然るに我が国は、平和条約署名の際の宣言において、平和条約の効力発生後一年以内にこの条約を批准する意思を明らかにいたしましたので、政府は、前国会にこの条約の批准について承認を求めましたところ、審議半ばにして衆議院は解散されたために、国会の承認を得ることができませんでした。従つて、政府は、本年三月二十四日付でこれを批准し、批准書寄託のために必要な手続をとつた上、国会に対しては事後に承認を求めることになつた次第であります。戦後の我が国が、近く国際運送を開始しようとするときに当り、この条約に基き国際協力に参加することによつて、我が国航空運送の国際信用を高めると共に、我が国自身の利益をも増進したいというのが本件の趣旨であります。

条約は、前文、本文十一カ条、末文及び追加議定書から成つております。内容について二、三御説明申し上げますと、先ず運送証券とは、旅客切符、手荷物切符及び貨物の運送に際しての航空運送状の三種の証券のことを申します。又第二十条は、運送人の免責、責任免除であります。免責のための挙証責任について規定しております。更に第二十二條は、運送人の負う責任の金額の最高限を定めており、旅客一人に対しては十二万五千フラン、邦貨に換算して約三百六十五万円、託送手荷物及び貨物については一キログラム二百五十フラン、邦貨にして約七千三百円、旅客が保管する物品については、旅客一人について五千フラン、邦貨にして約十四万六千円を限度としております。

客一人に対しては十二万五千フラン、邦貨に換算して約三百六十五万円、託送手荷物及び貨物については一キログラム二百五十フラン、邦貨にして約七千三百円、旅客が保管する物品については、旅客一人について五千フラン、邦貨にして約十四万六千円を限度としております。

以上御報告申し上げます。次に、只今議題となりました航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件。航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件。航空業務に関する日本国とノルウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件。航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件。以上五件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を一括して御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、現在オランダ王国及びノルウェーの両国は、日本国との平和条約第十三条(b)の規定に基き、又スウェーデン、デンマーク及びタイの三カ国は、暫定的免許に基いて、いずれも我が国に航空企業の一方向的乗入れを行なつて来たのであります。我が国は、かねてこれら各国との間に航空業務に関する協定締結の希望を有しておりました。また、先方よりの申出がありましたので、交渉が進められた結果、オランダ王国との間の協定は、本年二月十七日、ヘーグにおいて、スウェーデンとの間の協定は、同じく二月二十日、ストックホルムにおいて、ノルウェーとの間の協定は、同じく二月二十三日、オスロにおいて、デンマークとの間の協定は、同じく二月二十六日、コペンハーゲンにおいて、タイとの間の協定は、同じく六月十九日、バンコクにおいて、それら署名されたのであります。而してオランダ、スウェーデン、ノルウェー及びデンマークとの間の四協定は、去る第十五国会において承認求められたのであります。が、衆議院の解散のために審議未了となつたのであります。スウェーデン、デンマーク及びタイの航空企業に対する暫定的免許期限も本年七月十四日には満了した事情もありますので、タイとの間の協定も併せ、これら五協定の締結につき、速かに国会の承認を得て協定を実施に移したいというのが本五件の趣旨であります。

これら五協定は、いずれも前文、本文十九カ条、末文、附表及び附属交換公文から成つており、先本院で承認を乞へました日米間及び日英間の航空協定と同一の目的を有しております。即ち、いずれも両締約国の領域間及びそれを超えてその民間航空業務の開通運営を目的とし、附表において、各締約国の航空企業が航空業務を運営する路線を定め、双方平等の立場で運営開始の手続と運営の条件を定めておるものであります。ただ日米及び日英間の協

定との相違点といしましては、スウェーデン、ノルウェー及びデンマークとの間の三協定には、特にスカンディナヴィア航空企業組織、いわゆるSASに關する交換公文が附属している点、又、タイとの間の協定には、輸送力檢討のための統計表の提供に關する規定を欠き、又第十九條として、この協定が戦前の日タイ間の協定に代るべき旨が規定されている点等であります。

委員会は、六月三十日、七月三日、七日及び九日の四日に亘つて慎重審議を重ねました。質疑応答の主なものは次の通りであります。

即ち、中田委員より「これらの協定は、日米間及び日英間の協定をモデルとして由であるが、これらの協定には、我が国にとつて不利な点が含まれていないか」との質疑に對しましては、「実力上の不利はあり得るであろうが、法律上は何らそのような懸念はなく、各協定とも第八條の規定によつて、両締約国の航空企業は公平且つ均等な機会の下に業務を開張し運営することができることになつてゐる」旨の答弁がございました。

次に、航空協定を実施するに際して、我が国における飛行場の設備が問題となるわけであり、この点に關する佐多、高良両委員の質疑に對しましては、講和発効後日本に返還され、国際空港として使用されているのは、羽田飛行場のみであつて、その他の飛行場は、日米合同委員会の決定によつて米軍の継続使用が認められ、日本側は共同使用を行つてゐること、而して、協定の附表にある大阪、福岡の兩飛行場は、他日、日本側の管理に移された後は、国際空港として使用する

こととなつてゐること、又、東京国際空港、即ち羽田飛行場については、日本側の管理の下に米軍との共同使用が行われ、この当分の間、航空交通管制等数種の運営及び維持の責任が米軍に委任されてゐること等が答弁により明らかとなりました。

次に沖繩に關する交換公文について、佐多委員よりの質疑に對しては、「沖繩においては現在米國が、行政、立法、司法の三権を行使してゐるので、我が國が沖繩との間に路線を開設するときは、米國の許可を要する」旨の答弁がございました。

又、梶原委員より、今後我が國が同様の航空協定を締結する相手國につき、又我が國の國際航空計画につき説明を求めましたところ、「協定締結の相手國としては、ビルマ、インド、パキスタン及び南米のブラジル、アルゼンチン、ペルーが考慮されておられ、又航空計画としては、十一月一日から、東京・ハワイ・サンフランシスコ間及び東京・沖繩間の二路線を予定し、更に東京・沖繩間を台北まで延ばし、別に東京・香港・バンコク間の路線が予定されてゐる」旨の答弁がございました。なお、外國航空企業に對して、旅客、貨物の運賃として我が國が支払う外貨の概算は、昭和二十七年一月より同十二月までの間に約二百二十六万ドルが支払われてゐることが明らかとなりました。その他詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくして質疑を終了し、討論を経て採決を行いましたところ、全会一致を以て、右の五件はいずれも承認すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言なければ、これより六件の採決をいたします。六件全部を問題に供します。委員長報告の通り六件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて六件は全会一致を以て承認することに決しました。

○議長(河井彌八君) 日程第七、北海道防凍住宅建設等促進法案、(衆議院提出)

日程第八、産業労働者住宅資金融通法案、(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長石川清一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

北海道防凍住宅建設等促進法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君

北海道防凍住宅建設等促進法案
(この法律の目的)

第一条 この法律は、北海道における寒冷がはなはだしいことにかんがみ、防凍住宅の建設及び防凍改修を促進することにより、その気象に適した居住条件を確保し、もつて北海道の開発に寄与し、あわせて北海道における火災その他の災害の防止及び木材の消費の節約に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 関係地方公共団体 北海道及びその区域内の市町村をいう。

二 防凍住宅 北海道の気象に適した防凍的な構造及び設備を有する住宅をいう。

三 防凍改修 既存の住宅の構造又は設備を北海道の気象に適するよう防凍的なものとすることをいう。

(国の責務)

第三条 国は、防凍住宅の建設若しくは防凍改修又はこれらに関する試験研究若しくは普及事業を行う者に対し、財政上、金融上又は技術上の援助を与えるように努めなければならない。

(試験研究及び普及事業に対する国の援助)

第四条 国は、防凍住宅の建設又は防凍改修に關し、左に掲げる事業を行う関係地方公共団体に対し、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十六条(補助金の交付)の規定に基き補助金を交付することができる。

一 試験研究
二 巡回指導、資料の展示、出版物の配布、講習会の開催その他の普及事業
三 技術者又は技能者の養成又は研修

(補助金の交付の手續)

第五条 前条の規定により国の補助金の交付を受けようとする関係地方公共団体は、建設省令の定めるところにより、事業の計画書及び

経費見積書を添えて、補助金交付申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により提出された書類を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付を決定し、これを当該関係地方公共団体に通知しなければならない。

3 市町村が第一項の規定により補助金交付申請書を建設大臣に提出する場合及び建設大臣が前項の規定による通知を市町村にする場合においては、それぞれ北海道知事を經由しなければならない。

(補助金の返還等)

第六条 建設大臣は、第四条の規定により国の補助金の交付を受ける関係地方公共団体が当該補助に係る試験研究若しくは普及事業を行わず、又は当該補助金を補助の目的以外に使用したときは、当該関係地方公共団体に對し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(国又は地方公共団体の資金によつて建設される住宅)

第七条 国又は地方公共団体が北海道の区域内において建設する住宅は、これを防凍住宅とするように努めなければならない。

(住宅金融公庫の資金によつて建設される住宅)

第八条 住宅金融公庫(以下「公庫」という。)が、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)(以下「公庫法」という。)第十七条(業務の範囲)第一項の規定により、北海道の区域内において住宅の建

設(あらたに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものの購入を含む。以下本条において同じ。)をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができ、住宅は、防凍住宅であつて、且つ、公庫法第十九条(貸付をすることができ住宅)並びに第二十條(貸付金額の限度)第一項及び第二項に規定する簡易耐火構

造の住宅又は耐火構造の住宅でなければならない。
2 公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、公庫法第十七條第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の利率は年五分五厘とし、貸付金の一戸当りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

区分	貸付金の限度	償還期間
防凍住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。)又は土地若しくは借地権の価額(価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下本条において同じ。)の五割五分に相当する金額	三十五年以内
防凍住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の五割五分に相当する金額	三十五年以内

3 第一項に規定する住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、公庫法第二十條第二項に規定する主務省令で定めるものの外、建設省令・大蔵省令で定める。

4 公庫法第二十條第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、同条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する。

(住宅金融公庫の資金によつて建設される産業労働者住宅)

第九条 公庫が産業労働者住宅資金

融通法(昭和二十八年法律第号)(以下「融通法」という。)第七條(資金の貸付の範囲)第一項の規定により、北海道の区域内において産業労働者住宅の建設をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができ、住宅は、防凍住宅であつて、且つ、融通法第七條第三項において準用する公庫法第十九條及び融通法第九條(貸付の条件)第一項に規定する耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅でなければならない。
2 公庫が北海道の区域内において

産業労働者住宅の建設をしようとする者に対し、融通法第七条第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の利率は年六分五厘とし、貸付金の戸当りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

区分	貸付金の限度	貸付金の償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(建設費が標準建設費を超える場合においては標準建設費)以下本条において同じ。又は土地の価額(価額が標準価額を超える場合においては標準価額)の六割に相当する金額	三十五年以内
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の六割に相当する金額	三十年以内

3 第一項に規定する防寒住宅の構造及び設備については必要な技術的事項は、建設省令・大蔵省令で定める。

4 融通法第九條第二項において準用する公庫法第二十条第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、融通法第九條第二項において準用する公庫法第二十条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する。

(報告)

第十条 北海道知事は、毎年一回、建設省令の定めるところにより、北海道の区域内における防寒住宅の建設及び防寒改修並びにこれらに関する試験研究及び普及事業の状況について建設大臣に報告しなければならない。

2 北海道知事は、前項の規定による報告をするに、必要があるものと認めるときは、北海道の区域内の市町村の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(罰則)

第十一条 第八条又は第九条の規定

に違反して資金の貸付をした公庫の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第八条及び第九条の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を限り、政令で指定する地域内において建設(あらたに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものの購入を含む。)をする住宅については適用しない。

3 公庫が、この法律の施行前(前項に規定する住宅については、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日前)に、資金の貸付をし、又は貸付の申込を受理したもののについては、第八条及び第九条の規定にかかわらず、公庫法の規定を適用する。

4 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の三の次に次の一号を加える。

二十三の四 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十七号)の施行に関する事務を管理すること。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(百二十二)の次に次のように加える。

百二十二の二 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十七号)の定めるところにより、建設大臣に報告をする等の事務を行うこと。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

産業労働者住宅資金融通法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 彌八郎

(小字及び一は衆議院修正)

産業労働者住宅資金融通法案

産業労働者住宅資金融通法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 公庫の業務(第七条―第十四条)

第三章 附則(第十五条―第十六条)

第四章 罰則(第十五条・第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、健康で文化的な生活を営むに足る産業労働者住宅を建設しようとする者に対し、

産業労働者住宅の建設に必要な資金の一部を長期且つ低利で融通することにより、その建設を促進し、もつて産業労働者の福祉の増進と産業の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業者 生産、販売、運送その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する者で、国、国がその資本金の二分の一以上を出資している法人及び地方公共団体以外のものをいう。

二 産業労働者 事業者に使用されている者をいう。

三 産業労働者住宅 産業労働者の居住の用に供する家屋又は家屋の部分を含む。

(業務を行う機関)

第三条 この法律による資金の融通に関する業務は、住宅金融公庫(以下「公庫」という。)が行うものとする。

(資金融通の原則)

第四条 この法律による資金の融通は、一事業者に使用されている産業労働者の住宅不足が甚しい場合において、当該産業労働者のために産業労働者住宅(以下「住宅」という。)を建設しようとする者で、住宅の建設に必要な資金の全額を調達することが困難であるものに對し、その住宅の建設資金の不足額を補足するためのものとして行わなければならない。

(住宅の敷地の選定基準等)

第五条 この法律により資金の融通

を受けて建設する住宅の敷地は、安全上及び衛生上良好な土地であるとともに、その位置は、産業労働者の日常生活の利便の増進及び労働能率の向上に寄与するように選ばなければならない。

2 この法律により資金の融通を受けて建設する住宅は、安全上、衛生上及び耐久上必要な規模、構造及び設備を有するものとする。

(地方公共団体の援助)

第六条 地方公共団体は、その公益上必要があると認める場合においては、第七條第一項各号に掲げる者に対し、資金上及び技術上の援助を手をすることができ。

第二章 公庫の業務

(資金の貸付の範囲)

第七条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、左に掲げる者に対し、住宅の建設に必要な資金の貸付を行う。

一 事業者でその事業に使用する産業労働者に対し住宅を建設して貸し付けるもの

二 事業者が、その事業に使用する産業労働者のために住宅を建設して貸し付けさせる目的で出資又は融資する会社その他の法人

2 公庫は、前項各号に掲げる者が住宅の建設に附随して新たに土地の取得を必要とする場合においては、土地の取得に必要な資金を当該住宅の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

3 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号。以下「公庫法」という。)第十九條の規定は、第一

三
四

支給することができる。この場合において、主務大臣が承認を与えようとするときは、人事院に協議しなければならない。

3 前項の特別手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定による俸給とはしない。

「第十七条第一項中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

「第十七条第三項各号列記以外の部分中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 公庫は、前二項に規定する業務の外、産業労働者住宅資金金融通法(以下「金融通法」という)第七条に規定する資金貸付の業務を行う。

第二十四条第二項中「前条第二項に規定する」を削る。

第二十八条第三項中「資金のうち、」を「資金を郵便振替貯金とし、又は「必要金」を必要金額を限り、必要金額の範囲内において」に改める。

第三十条中「金融機関」の下に「(金融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関を含む)」を加える。

第三十一条第二項中「この法律」の下に「及び金融通法」を加える。

第三十二条第一項第一号中「若しくはこの法律に基く命令又は」を「若しくは金融通法又はこれらの法律に基く命令若しくは」に改める。

第三十三条第一項中「金融機関」の下に「若しくは金融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融機関」を加える。

3 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二(住宅金融公庫の償還金) 第五十八条から第六十一条までの規定は、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)による住宅金融公庫又は住宅金融公庫から業務の委託を受けた金融機関を加入者とし、当該加入者に住宅金融公庫の貸付に係る償還金を納付するため

の払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱について、これを準用する。

2 前項の償還金を納付するためには、前項の場合における払込の料金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、十四、即時払の料金は、八円とする。

4 建設省設置法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の二中「住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)」の下に「及び産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第 号)」を加える。

5 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

先ず本法律案の提案の理由及び要旨について申し上げます。御承知のごとく、我が国現在の住宅難は極めて深刻でありまして、これが解決は焦眉の問題となつてゐるのであります。特に、経済再建の原動力となつてゐる勤労者におきましては、その住宅不足数は百十九万戸と推計され、国民一般の不足率より遙かに高い率を示し、これらの人々の生活安定は勿論、勤労能力に對して、重大な影響を与へてゐる現状から、これが対策を強く要望されている次第であります。本法案は、従来から実施してあります公営住宅及び住宅金融公庫融資住宅の施策から、更に一步を踏み出したものであります。

一は、官公營を除く生産、販売、運送その他の事業を営む常時五人以上の従業員を使用する事業者が、その使用する労働者に対して住宅を建設しようとする場合、及び会社その他の法人が、これらの事業に代つて労働者のために住宅を建設しようとする場合、その建設に必要な資金の全額を調達することが困難であるものに対して、国は、住宅金融公庫を通じて長期低利資金を融通することによりまして、第一、貸付の条件であります。貸付金の限度は、耐火構造及び簡易耐火構造については標準建設費の六割、木造については五割五分、利率については、耐火構造三十五年、簡易耐火構造三十五年、木造十八年以内とし、住宅の床面積等については住宅金融公庫法を準用いたしております。第三は、貸付を受けるものの選定は住宅金融公庫が行ふこととし、この場合は、その

事業者を管轄する都道府県労働基準局の意見を参酌することにいたしてあります。本法案は、六月二十三日に本委員会に予備付託になり、七月四日本付託され、慎重に審議して参つたのであります。

次に、質疑の主な点について申し上げます。第一に、貸付が大規模経営の事業者のみ流れ、住宅を最も必要とする中小企業関係に行き渡らないという懸念はないか、貸付に當つて具体的にどのような条件を必要とするかという点であります。これについては「大資本ばかりを対象とするものではなく、住宅の建設を必要とし、且つその資金が十分でないものに対しては、平等に取扱う。又貸付を受ける資格、条件等については、公庫の業務方法書の中に、十分立法の趣旨を汲んで規定する考えである」との答弁がありました。

第二に、この法律の適用が、極めて広範囲なあらゆる事業者の労働者の住宅に亘つており、選定の最も肝腎な点が運営に任せられてゐるのであるから、これを規正する意味から、建設省設置法にある住宅対策審議会に直結する考へはないかという点であります。これについては、「住宅対策審議会委員に、新たに五名以上の労働者側代表を補充し、このための特別部会を設けて万全を期したい」との答弁がありました。

このほか地方公共団体の援助の範囲、土地の取得に対する措置、耐火構造と木造との建設比率等に関し、慎重な質疑が行われたのであります。詳細は速記録によつて御承知を願ひます。

かくて質疑を打ち切り、討論を省略して、採決に入りましたところ、全会一致で、衆議院修正原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、北海道防衛住宅建設等促進法案について御報告申し上げます。

本法案の提出の理由は、北海道における寒冷の甚だしい自然条件にあつて、従来の粗末な木造住宅は、一冬の採暖燃料が石炭で三トンを要する状況であり、従つて火災が多く、凍上積雪のために耐用年数が内地に比較して著しく低い実情であります。一方、これを改善するために不燃防凍構造とするためには、比較的低廉なブロック造資材を造るに恵まれておらず、防凍簡易耐火構造住宅を建設することができず、燃料費の節約等を考えれば却つて経済的であると言われております。本法案は、防凍住宅の建設、防凍改修によつて、北海道の気象に適した居住条件を改善し、以て北海道の開発に寄与すると共に、火災その他の災害の防止及び木材の消費節約に資するといふにあります。

法案の要旨は、その一は、防凍住宅の建設若しくは防凍改修又はこれらに関する試験研究、その普及事業に対する国の助成に関するものであり、その二は、北海道に対する住宅金融公庫の融資は、防凍住宅であり、且つ簡易耐火構造若しくは耐火構造のものに限ると共に、償還期間は、簡易耐火構造を三十年以内に延長しておるといふことであり、その三は、今回新たに設けられた産業労働者住宅資金金融通法について同様の措置を講じておるのであります。

委員会は、本案については、提案者

昭和三十八年七月十日 参議院會議録第二十号 北海道防衛住宅建設等促進法案外一件

二二五

建設省当局との間に慎重なる審議をいたしたのでありますが、詳細は會議録によつて御承知を願います。

質疑の主なるものとしては、一、北海道の寒冷な自然的条件と一部東北地方におけるものとの比較、二、本案の対象を北海道に限らず、自然的条件、建設資材入手について同じような地方にも及ぼすことの当否、三、住宅金融公庫の融資を特に防寒住宅に限る理由、四、国、地方公共団体が建設する住宅は防寒住宅とするよう努めねばならぬと規定するにとどまる理由等でありました。これらの諸点につきまして、提案者及び建設省当局からは、「本案は必ずしも北海道に限定する趣旨でなく、北海道総合開発に関する特別法の下でこれが実現を図る一環の施策であること、北海道は防寒建築資材の取得がたやすく、従つて木造住宅を融資対象から除く受入態勢が十分にある」との答弁と共に、木造と簡易耐火構造との建築費、公庫融資額及び月償還額、これに燃料費の節約を加えるときは、防寒住宅が却つて経済的であることを数字的に説明がありました。又、国、地方公共団体が建設する住宅を防寒住宅に限ると規定しない理由は、「住民投票を必要とする法制上の理由にはかならぬ」との答弁がありました。更に、以上の諸点のうちでも、自然的条件を同じくする内地の一部地域に対して、本法案のような防寒住宅の融資については、公庫法の改正等により実現を図るべきこと、又、北海道において国の建設する住宅は、公庫融資住宅を防寒構造に限る以上、当然防寒住宅とすべきであると、小笠原委員から特に提案者及び建設省当局の意見が質され、それ、その実現に努力する旨の答弁がありました。最後に田中委員から、「本案のような特定の地域を対象とする立法は研究の余地あり、一般的立法によつて実現を図るべきである。又、他の地域を対象として本案のような提案をする際には、必ず一般法とすべきである」との発言があり、これに對して、「特別立法は好ましくならず、本案は北海道の総合開発に資せんとするものであるが、北海道に対しては、河川、道路等についても従来から特段の助成が行われておることに鑑み、提案されたものであること、又財政が許せば、立法若しくは行政措置によつて一般的な形で実現を図ることに努力する」旨の応答がありました。

かくて質疑を終り、討論に入り、次いで採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第九、一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案、

日程第十、昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案、

日程第十一、造幣局特別會計法の一部を改正する法律案、

日程第十二、昭和二十八年年度における國債整理基金に充ててべき資金の繰入の特例に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。大蔵委員長大矢次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てての緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 緊要物資輸入基金特別會計法(昭和二十六年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

(基金補足のための一時借入金及び融通証券)

第三條の二 基金に属する現金に不足があるときは、この會計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年内に償還しなければならない。

第十四條中「前條第一項」を「第三條の二第一項及び前條第一項」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十八年七月七日
衆議院議長 河井彌八郎
参議院議長 堤 康次郎

に關する法律の一部を改正する法律案
昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

政府は、昭和二十一年度において終戦処理費の財源に充てるため及びその他の経費支弁のために、昭和二十一年法律第五十五号及び昭和二十二年法律第十号に基いて、一般会計、旧帝國鐵道会計及び旧通信事業特別会計に借入金をしたのでありますが、その借入金現在の高は、一般会計において百五十一億七千八百十六万円、郵政事業特別会

計において五億六千三百七十四万四円となつております。而してその償還期限は、昭和二十五年法律第六号によつて昭和二十七年年度末まで延期されてゐたのであります。昭和二十八年法律第二十四号によつて、その償還期限を昭和二十八年六月一日まで延期し、更に、今国会において、先般成立いたしました昭和二十八年法律第三十九号によつて昭和二十八年八月一日まで延期されてゐるものであります。本案は、国家財政の現状等に鑑みまして、この償還期限を更に昭和三十一年年度末まで延期することとし、この間において必要がありまるときは、借入金の一部又は一部を公債に借換えることができることとし、その利率、償還期限等は、大蔵省令で定めることとしようとするものであります。

委員会の審議における主なる質疑を申し上げますれば、借入金の償還計画についての質疑に対して、一般会計が終戦処理費の財源として借入れた百億円は、連合国軍の宿舎等の建設に充てられたものであるが、当初は宿舎等が不要となつた場合に処分して償還する予定であつたが、現在のところでは公債に借り換へる等の措置によつて逐次償還を図る考である。旧帝國鐵道会計が借入れた四十二億四百六十万四円は、昭和二十四年に日本国有鐵道が設立された際、一般会計に承継され、日本国有鐵道は同額の債務を政府に対して負つてゐることとなつてゐるが、旧帝國鐵道会計から承継した公債借入金等が一千四百六十六億あり、且つ日本国有鐵道設立後の資金運用部からの借入金四百六十億円がある等の現状からして、将来、運賃増成等を検討し、償還できる

ようにしたい。なお、旧通信事業特別会計の借入金十五億三千万四円のうち、郵政事業特別会計の承継した五億六千三百七十四万四円の償還は、終戦処理費の償還と同様な方法を考へてゐるが、一般会計が承継し、現在日本電信電話公社の政府に対する債務となつてゐる九億六千六百二十六万四円については、同公社から償還がなければ償還できないこととなる」との答弁があり、また「なお詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の造幣局特別会計法によりまゝと、造幣局特別会計に補助貨幣回収準備金を置き、政府が補助貨幣を発行した場合は、その回収準備に充てられた、発行価額に相当する金額をこの回収準備資金に編入することとし、又、固定資産の拡張及び改良に必要な金額及び補助貨幣の製造に必要な経費につきまゝしては、一般会計から繰入金をするることとなつてゐるのであります。本案は、補助貨幣回収準備資金の状況及び一般会計の財源の必要に鑑み、昭和二十八年年度からこれらの一般会計からの繰入金を取止め、回収準備資金から賄ふこととし、一般会計へ納付することとなつております。毎会計年度の決算上の利益金等を回収準備資金に編入又は繰入れることとする等の改正をしようとするものであり、また、なお、これに伴ひ規定の整備を図らうとするものであります。

委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、国債の元金償還については、これまで国債整理基金特別会計法の規定により、前年度初めの国債総額の百分の百十六の三分の一を、一般会計又は特別会計から国債整理基金特別会計に繰入れるほか、財政法第六条の規定によりまして、歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一以上を繰入れることとなつておつたのであります。昭和二十八年年度におきましては、一般会計からの繰入れは財政法の規定による繰入れのみにとどめることとしたこととするのであります。又、日本国有鐵道及び日本電信電話公社が旧特別会計当時負担してゐた公債及び借入金、公社充足の際、一般会計の負担に帰属し、公社は同額の債務を政府に対して負担することとなつたのであります。が、公社がその債務の元金及び利子を政府に支払う場合においては、これを国債整理基金特別会計に直接納付することとしたこととするのであります。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願ひます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて四案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第十三、木船再保險法案内閣提出、衆議院送付を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長前田君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

木船再保險法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月三十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

木船再保險法案

木船再保險法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、政府が、木船相互保險組合(船主相互保險組合法(昭和二十五年法律第七十七号)第二条第二項に定める木船相互保險組合をいう。以下「組合」という。)が同法の規定による保險事業によつてその組合員に対して負う保險責任を再保險し、もつて組合の健全な經營を確保することを目的とする。

(再保險)
第二条 政府は、組合が船主相互保險組合法の規定による保險事業によつてその組合員に対して負う保險責任を再保險するものとする。

除組合法の規定による保險事業によつてその組合員に対して負う保險責任を再保險するものとする。

(再保險關係の成立)
第三条 政府と組合との間の再保險關係は、組合とその組合員との間の保險關係の成立により、その成立の時において、成立する。

(再保險金額)
第四条 再保險金額は、保險金額の百分の七十とする。

(再保險利率)
第五条 再保險利率は、組合の保險利率に政府で定める割合を乗じたものとする。

2 前項の割合は、すべての組合の保險料の合計額から組合の通常の事務費の合計額を控除した額とすべての組合の保險料の合計額との割合を基準として定める。

(政府の支払うべき再保險金の金額)
第六条 政府が支払うべき再保險金の金額は、組合が支払うべき保險金の金額の百分の七十とする。

(再保險料の分割納付)
第七条 政府は、組合が、当該組合の定款で定めるところにより組合員から保險料を分割して徴収するときは、その徴収する当該保險料に對するよう再保險料を分割して納付せしめよう。

(再保險料の払い戻し)
第八条 政府は、組合が、その組合の定款で定めるところにより保險料の払い戻しをしたときは、政府で定めるところにより、その組合に對し、再保險料の一部を払い戻すことができる。

(保險關係に関する事項の通知)
第九条 組合は、その組合員との間に保險關係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、該當保險關係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならない。

二二八

わゆる一杯船主が多いのでありま
而も木船は鋼船に比較いたしまし

て危険率が高く、従つて保険料も高いので、普通貨物保険の対象としては不適当なものであります。昭和二十五年以来、船主相互保険組合の形態で保険が行われて参りましたので、これに對する再保険の機関がないため、その基礎が弱く、木船の船主経済の安定を図るのに十分であつたのであります。そこで、政府が今年八月一日よりこれを再保険し、組合の健全な経営を確保しようとするものであります。

この概要は、組合と組合員との間に保険関係が成立したときは、政府と組合との再保険関係も自動的に成立するものとしたとして、再保険金額は保険金額の百分の七十としたててあります。又、再保険料率は、組合の保険料率に一定の割合を乗じたるものとしておるのであります。その割合は、純保険料が総体の保険料中に占める割合が基準となつておるのであります。なお、この政府の再保険事業の事務費は一般會計が負担することにしたててあります。

質疑に入りましたところ、一委員から、木船保険につき国が再保険を行うことにより、木船は低当物件としての価値を持つに至るのであるが、一歩進めて金融の途を開く方法について質疑を行いましたところ、政府委員より、木船金融促進について種々答弁がなされました。なお、本法案に関連いたしました、木船相互保険組合への加入資格、同組合の行方保険の目的等につきましても熱心なる質疑が行われたのでありますが、詳細は速記録に譲りたいと存じます。

討論の後、採決に入りましたところ、

明治二十五年 三月三十一日 第三種郵便物認可

本法案は原案通り決定すべしものと全会一致を以て決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午前十一時三十一分散会

○本日の會議に付した事件

- 一、日程第一 國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件
- 一、日程第二 航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 一、日程第三 航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件
- 一、日程第四 航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件
- 一、日程第五 航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件
- 一、日程第六 航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件
- 一、日程第七 北海道防衛住宅建設等促進法案
- 一、日程第八 産業労働者住宅資金融通法案

一、日程第九 一般會計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般會計への繰入金に關する法律案

一、日程第十 昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

一、日程第十一 造幣局特別會計法の一部を改正する法律案

一、日程第十二 昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律案

一、日程第十三 木船再保險法案

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八郎
副議長 重宗 雄三郎

議員

- 河野 謙三君 佐藤 尚武君
- 高良 とみ君 小林 武治君
- 小林 政夫君 楠見 義男君
- 北 勝太郎君 上林 忠次君
- 加藤 正人君 片柳 眞吉君
- 柏木 庫治君 石黒 忠篤君
- 飯島連次郎君 山川 良一君
- 森田 義衛君 村上 義一君
- 三木與吉郎君 三浦 辰雄君
- 前田 綱君 廣瀬 久忠君
- 林 了君 西田 隆男君
- 豊田 雅孝君 土田 太郎君
- 館 哲二君 竹下 豐次君
- 高橋 道男君 高瀬 莊太郎君
- 高木 正夫君 杉山 昌夫君
- 新谷寅三郎君 島村 軍次君
- 深水 六郎君 横川 恒夫君
- 雨森 常夫君 木村 守江君
- 安井 謙君 伊能 芳雄君
- 青柳 秀夫君 高野 一夫君
- 西川弥平治君 石井 桂君

井上 清一君 川口爲之助君
吉田 萬次君 酒井 利雄君
佐藤清一郎君 鈴木 亨弘君
森田 豊壽君 谷口弥三郎君
宮本 邦彦君 長島 銀藏君
田中 啓一君 宮田 重文君
長谷山行毅君 大矢半次郎君
石川 榮一君 松本 昇君
植竹 春彦君 岡田 信次君
松岡 平市君 大谷 盛清君
左藤 義詮君 寺尾 豊君
中山 義彦君 吉野 信次君
大屋 晋三君 津島 壽一君
小瀧 彬君 古池 信三君
神原 亨君 大谷 賀雄君
横山 フク君 西岡 ハル君
小澤久太郎君 鹿島守之助君
内 四郎君 藤野 繁雄君
石村 幸作君 青山 正一君
入交 太藏君 松平 勇雄君
永岡 光治君 上原 正吉君
郡 祐一君 山本 米治君
西川 五五郎君 徳川 頼貞君
堀 末治郎君 池田宇右衛門君
島津 忠彦君 湯山 勇君
小林 英三君 草葉 隆圓君
石坂 豊一君 栗山 良夫君
秋山 長造君 阿貝根 登君
海野 三朗君 永井純一郎君
河合 義一君 岡 三郎君
亀田 得治君 田中 一君
白井 勇君 清澤 俊英君
小林 亦治君 森下 政一君
小酒井義男君 佐多 忠隆君
小林 孝平君 久保 等君
田畑 金光君 松澤 衆人君
安部キミ子君 矢嶋 三義君
山口 重彦君 吉田 法晴君
藤原 道子君 小笠原三三男君
藤川 孝夫君 若木 勝藏君
山田 節男君 東 隆君

内村 清次君 荒木正三郎君
羽生 三七君 山下 義信君
三木 治朗君 市川 房枝君
加藤シヅエ君 戸叶 武君
須藤 五郎君 赤松 常子君
白川 一雄君 最上 英子君
石川 清一君 深川タマエ君
三浦 義男君 平林 太一君
武藤 常介君 紅霞 みつ君
村尾 重雄君 加瀬 完君
八木 幸吉君 相馬 助治君
千田 正君 堀本 謙三君
有馬 英二君 堀田 七平君
松浦 定義君 菊田 愛一君
長谷部ひろ君 上條 愛一君
松浦 清一君 棚橋 小虎君
鶴見 祐輔君 一松 定吉君
松原 一彦君

國務大臣 岡崎 勝男君
建設大臣 戸塚九一郎君
國務大臣 大野木秀次郎君
政府委員 外務大臣官房長 大江 晃君
外務省ア ジア局長 俣島 英二君
大藏政務次官 愛知 揆一君
運輸政務次官 西村 英一君

(參照)
七月八日議長において、左の通り議席を変更した。

九一 左藤 義詮君
九二 寺尾 豊君

定価 一部 十五円

発行所 東京新聞社市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五
振替東京一九〇〇〇〇〇〇